

里親を必要としている子供たちがいます ～あなたも里親になりませんか～

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない子供たちを、里親の家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していく制度のことです。

茨城県では、子供たちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。

里親の種類

- 養育里親・・・18歳までの子供を、子供が自立したり、実の家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親
- 養子縁組里親・・・特別養子縁組(戸籍上も自分の子供として育てること)を前提として養育する里親
- 専門里親・・・養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする子供を養育する里親
- 親族里親・・・実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの家族が子供を養育する里親

児童家庭支援センターあいびーでは、茨城県から「里親制度等普及促進・リクルート事業」を受託しています。

「里親について詳しく知りたい」「里親に関心はあるけど、不安・・・」など、里親についてのことは何でもお問い合わせください。

問 児童家庭支援センターあいびー(里親リクルーター 新山) 水戸市小林町1186-84
☎029-291-3770 ✉satoriku@doujinkai.or.jp [HP] <https://doujinkai.or.jp/foster-parent/>

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請はお済みですか？

市では、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請受付を6月28日から開始しています。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付は9月30日までとなっていますので、期限内に早めの申請をお願いします(ただし、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を受給された世帯は、給付金支給の対象とはなりません)。

令和4年度の税の申告がお済みでない方に対しては、給付金の確認書を郵送していません。税の申告を済ませた後、世帯全員が非課税である場合は給付金支給の対象となる可能性があります。

また、令和4年1月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、世帯全員が市民税非課税相当になった世帯も、家計急変世帯として、給付金支給の対象となる可能性がありますので、給付金対策室までお問い合わせください。

○申請場所 常陸大宮市役所 社会福祉課窓口 9:00～17:00

問 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室(社会福祉課内) ☎55-9300

いばらき就職・転職フェア<筑西/つくば>

若年者を対象に、いばらき就職・転職フェアを開催します。

<筑西会場> 令和4年 9月17日(土)13:30～16:00 ダイヤモンドホール
<つくば会場> 令和4年10月15日(土)13:30～16:00 イーアスホール(イーアスつくば)

- 対象 15歳～おおむね35歳の求職者、令和5年3月卒業予定の学生
- 企業 15～20社予定
- 参加 無料
- 備考 同日11:00～11:45 事前セミナー開催

問 NPO法人雇用人材協会 ☎029-300-1738
✉jimukyoku@koyou-jinzai.org [HP] <http://koyou-jinzai.org/>